

## 2021年最低賃金決定

2021年最低賃金が決定しました。(2021年10月1日より適用)現状の給与について検討の資料として下さい。

### 1.最低賃金の計算対象の確認(併せて時間外手当についても確認)

番号	賃金	最低賃金計算	時間外賃金計算	注
1	基本給	○	○	
2	通勤手当	×	×	
3	家族手当	×	×(注)	扶養家族等の人数等により算定している場合には除外
4	皆勤手当	×	○	
5	住宅手当	○	×(注)	住宅に要する費用に応じて算定の場合には除外
6	時間外手当	×	×	
7	休日出勤手当	×	×	
8	深夜勤務手当	×	×	
9	賞与	×	×	
	○:計算に含める			
	×:計算から除外			

### 2.主要地域(橋本会計お客様地域)の最低賃金

番号	地域	2020年	2021年	30円基準	月給(注)	月給30円基準
1	岩手県	793	821	851	144,496	149,776
2	宮城県	825	853	883	150,128	155,408
3	秋田県	792	822	852	144,672	149,952
4	山形県	793	822	852	144,672	149,952
5	茨城県	851	879	909	154,704	159,984
6	栃木県	854	882	912	155,232	160,512
7	群馬県	837	865	895	152,240	157,520
8	埼玉県	928	956	986	168,256	173,536
9	千葉県	925	953	983	167,728	173,008
10	東京都	1,013	1,041	1,071	183,216	188,496
11	神奈川県	1,012	1,040	1,070	183,040	188,320
12	静岡県	885	913	943	160,688	165,968
13	全国	902	930	960	163,680	168,960

(注) 平均所定時間176時間(22日/1日8時間)

### 3.最低賃金と関連の助成金

#### (1) 業務改善助成金(厚労省)

①最低賃金が地域基準と30円以内②従業員100人以下③設備購入に20万円から600万円を助成

#### (2) 雇用調整助成金等の要件緩和(厚労省)

#### (3) 事業再構築補助金(中小企業庁)

# 歯科会計®

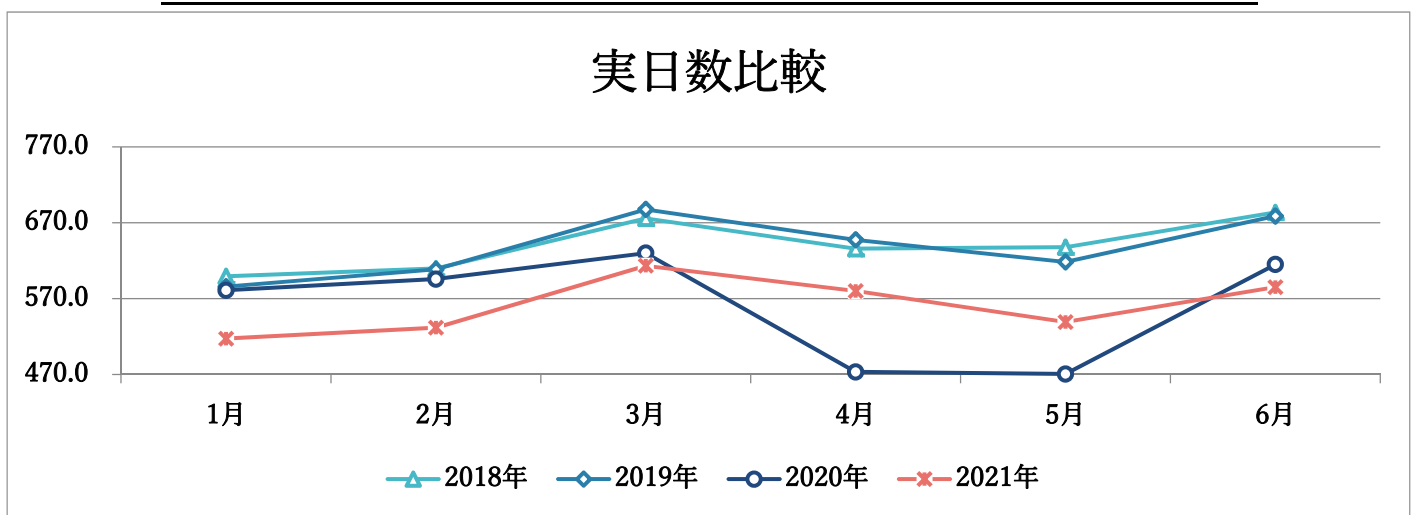
## 年末・年度末までの検討事項

コロナ禍後を見据えて、今何をしたらよいか？検討して下さい

番号	確認	提案	実行のためのひと工夫
1	実行・検討・該当無	患者データ見直し	現状確認、今後の対応計画のため
2	実行・検討・該当無	就業規則の整備	今後の助成金対応、定年延長、コロナ関係休暇設置等
3	実行・検討・該当無	スタッフ採用	今後の患者増対応に！併せて助成金受給計画も
4	実行・検討・該当無	CT導入	治療効率化対策、個人の場合はものづくり補助金活用
5	実行・検討・該当無	cad/cam導入	治療効率化対策、個人の場合はものづくり補助金活用
6	実行・検討・該当無	スキャナー導入	治療効率化対策、個人の場合はものづくり補助金活用
7	実行・検討・該当無	矯正治療設備導入（アイテロ導入）	自費増加対策として、個人の場合はものづくり補助金活用
8	実行・検討・該当無	クラウド型レセコン導入	窓口業務の効率化、IT補助金活用
9	実行・検討・該当無	ホームページリニューアル	増患対策、IT補助金活用
10	実行・検討・該当無	個人事業主退職金対策	小規模共済、確定拠出年金（年金基金）、倒産防止共済の加入確認
11	実行・検討・該当無	運転資金確保	コロナ関連融資により運転資金借入
12	実行・検討・該当無	クレジット・電子マネー決済導入	クレジット手数料の減額傾向のなか導入検討
13	実行・検討・該当無	コロナ保険加入	年間5万円程度で休業補償対策
14	実行・検討・該当無	就業不能保険加入	院長の就業不能時の収入補償対応に
15	実行・検討・該当無	スタッフ退職金整備	スタッフの長期雇用対策
16	実行・検討・該当無	借入金一括返済	余裕資金で既存借入の期限前返済を検討
17	実行・検討・該当無	不動産登記の見直し	未登記への罰則規定導入対応
18	実行・検討・該当無	贈与対策の見直し	暦年110万円改正対応
19	実行・検討・該当無	遺言書確認	ご両親の相続対策
20	実行・検討・該当無	相続税納税資金対策	現預金、生命保険、換金用不動産の確認

## 患者データ（2021/01～2021/06 速報値）

実日数比較



## 「開業を成功させる 50 の Q&A」プレゼント

既刊「安心開業ハンドブック」の内容をリニューアルして「開業を成功させる 50 の Q&A」としてデンタルダイヤモンド社より出版いたしました。

出版を記念してご希望の方々に贈呈いたします。橋本会計担当までご連絡下さい。

# ドクター会計

## 業務改善助成金のご案内

生産性を向上させ、従業員の賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援するための助成金として「業務改善助成金」があります。これは、事業場内の最低賃金を一定以上引き上げ、生産性を向上させる設備投資等を行った場合にその費用の一部を助成するもので、令和3年8月からは要件の緩和・拡充が行われました。以下が変更後のコース内容となります。（赤字が変更点となります。）

コース区分	引上額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ①事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ②事業規模100人以下	【事業内最低賃金900円未満】5分の4	
		2~3人	30万円			
		4~6人	50万円			
		7人以上	70万円			
		10人以上	80万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			生産性要件を満たした場合10分の9
		2~3人	50万円			
		4~6人	70万円			
		7人以上	100万円			
		10人以上	120万円			
45円コース (新設)	45円以上	1人	45万円		【事業内最低賃金900円以上】4分の3	
		2~3人	70万円			
		4~6人	100万円			
		7人以上	150万円			
		10人以上	180万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円			生産性要件を満たした場合5分の4
		2~3人	90万円			
		4~6人	150万円			
		7人以上	230万円			
		10人以上	300万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			
		2~3人	150万円			
		4~6人	270万円			
		7人以上	450万円			
		10人以上	600万円			

- ・ 10人以上の上限額区分は、①事業場内最低賃金が900円未満で、②売上高や生産量が直近3ヶ月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少している場合に対象となります。
- ・ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象となります。（生産量要件を満たし、引上げ額30円以上の場合）
- ・ 同一年度内に複数回（2回）まで申請することができます。
- ・ 申請期限は令和4年1月31日となっています。

# 医療承継

## 贈与税・相続税非課税制度まとめ

110万円の基礎控除を利用した毎年の贈与対策について、近い将来に改正が入り対策に大きな影響が出てくることが予想されています。今回は生前の相続対策も踏まえまして、贈与税の非課税制度、相続税の非課税・減額制度についてまとめています。

### <贈与税の非課税制度>

	非課税額	期限等
一般贈与基礎控除	年間 110 万円	改正が予定されています
住宅取得等資金の贈与	500万～1500万円	2021年12月末まで 縮小のかたちで延長の可能性あり
夫婦間の居住用不動産贈与	2000万円	婚姻期間20年以上経過の夫婦間で可
教育資金贈与	1500万円	2023年3月末まで
結婚・子育て資金贈与	1000万円	2023年3月末まで

### <相続税の非課税・減額制度>

	非課税額等
基礎控除	3000万+600万円×法定相続人の人数
死亡保険金	500万円×法定相続人の人数
死亡退職金	500万円×法定相続人の人数
土地の評価減額特例	小規模宅地等の特例で評価減額（50%～80%減額、面積制限あり）
障害者・未成年者	年齢に応じて税額の控除あり

暦年贈与による生前贈与対策が近い将来制限される可能性もあります。非課税贈与制度に関しても限度額等縮小方向の可能性が高いようです。そのため、今現在有効な制度は確実に利用されておくことをお勧めします。

また、相続税の非課税枠の有効活用や土地の評価減の制度が適用できる状態に対策をとっておくことも重要です。特に土地の評価減の特例適用は不動産や相続人の状況等により千差万別の個別判断を要します。

ご不明点は各担当者にご相談ください。生前の相続対策コンサルにつきましても個別報酬になりますが別途対応しております。